

政令第二百七十一号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

## 理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。